

栗山町第7次総合計画

令和5年度～令和12年度

【基本構想】

令和8年9月8日改訂
(後期実施計画素案)

I	計画策定の趣旨・・・・・・・・P	1
II	計画の体系・・・・・・・・P	2～3
III	まちづくりの基本目標・・P	4～16
IV	計画の運用・・・・・・・・P	17
V	町財政中長期試算・・・・P	18

I 計画策定の趣旨

(1) 計画の目的・位置付け

本計画は、令和5年度から令和12年度まで、8年間の町政の進むべき方向性を明らかにし、その具体化に向けた政策、施策、事業（以下「政策等」）の総合的かつ計画的な推進を目的に策定するものです。

また、本計画は、町が定める全ての計画の最上位に位置するものであり、計画期間内に町が進める全ての政策等は、総合計画に根拠を置くものとします。

※計画策定の根拠条例

栗山町自治基本条例（第25条）（平成25年4月1日施行）
栗山町総合計画の策定と運用に関する条例（ ” ）

(2) 計画の役割

本計画は、「町財政の健全運営」と「個性ある自律したまちづくり」の両立を前提に、町民全体で共有する「まちの将来像（将来ビジョン）」を定め、その具体化に向けた政策等を効率的かつ効果的に実行するための指針となるものです。

【 町民との情報共有 】

- 町民が、目指すべきまちの将来像（将来ビジョン）を共有する手段としての役割
- 町が進める政策等が分かりやすく体系化され、その進捗や成果等を町民が理解できる手段としての役割

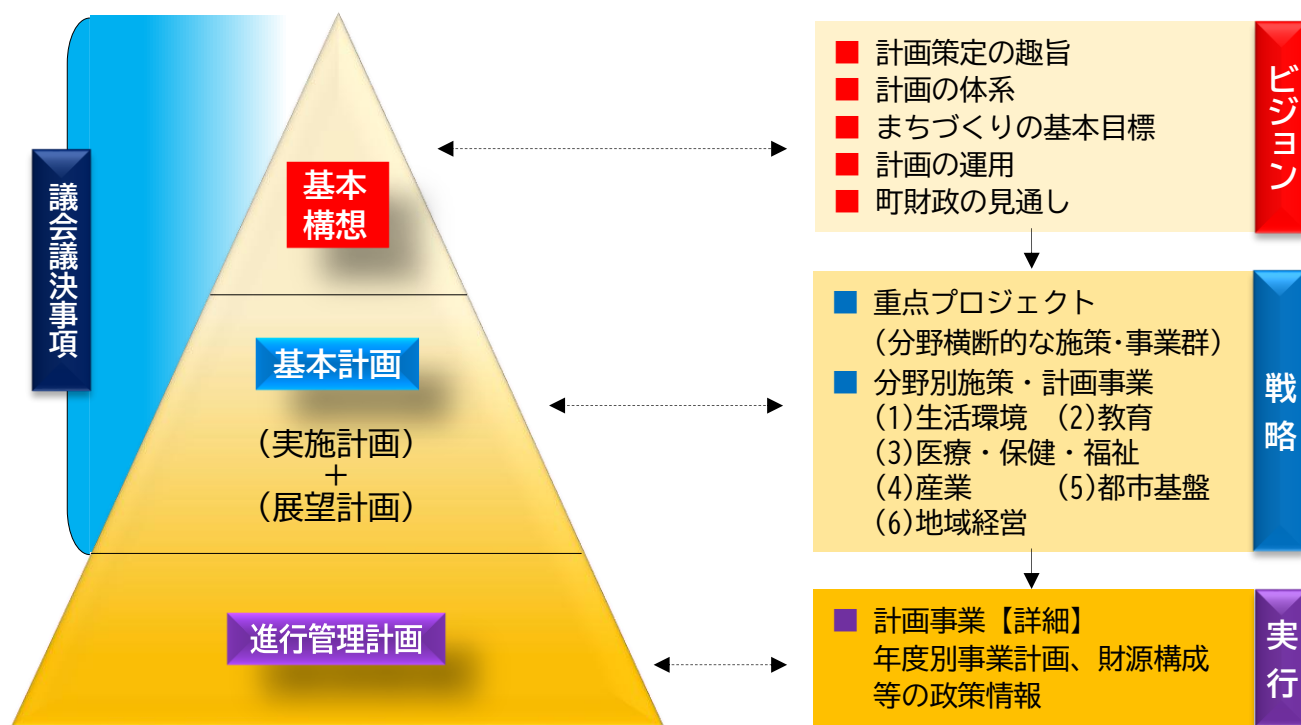
【 効率的かつ効果的な政策実行 】

- 予算編成や経営改革推進計画等と連動し、限られた財源を効果的に活用する役割
- 政策評価制度と連動し、政策等の検証・改善により行政活動の生産性を高める役割
- 各政策分野の基本的な計画（分野別個別計画）との整合性が図られ、一体的なまちづくりを推進する役割
- 主要な地域課題に対応する分野横断的な重点政策（重点プロジェクト）を設定し、個性的なまちづくりを推進する役割

Ⅱ 計画の体系

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「進行管理計画」の3層で構成され、このうち、「基本構想」と「基本計画」の策定・改定・見直し等は、議会の議決の対象となります。



【 基本構想 】

基本構想は、まちの将来像や重点政策方針、分野別政策の基本方針など、まちづくりの基本目標を定めるほか、計画の財源（町財政の見通し）、改定・見直し手続きなど、計画の運用に関する基本ルール等を定めるものです。

【 基本計画 】

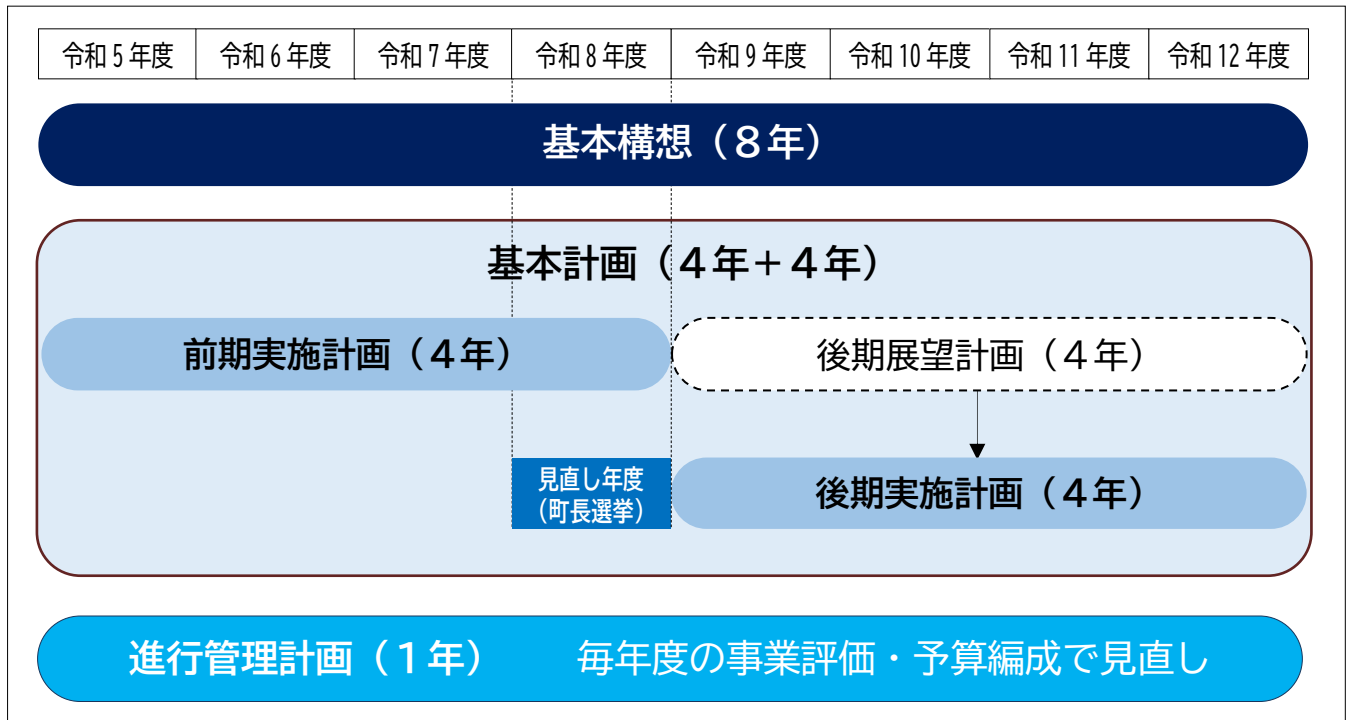
基本計画は、分野別政策の基本方針に基づく施策・計画事業を定めるほか、重点政策方針に基づく分野横断的な重点プロジェクトを定めるものです。

【 進行管理計画 】

進行管理計画は、基本計画における個々の計画事業の進行を適切に管理するため、年度別の事業計画（事業内容と事業費）や、財源構成等を記載した詳細の政策情報であり、毎年度、事業評価の結果等を含めて公表するものです。

(2) 計画の期間

社会経済情勢への対応や町長任期との整合性を図るため、計画期間は8年とします。
ただし、計画期間中に町長が交代した場合は、必要に応じて計画期間を見直します。



【 基本構想 】

令和5年度～令和12年度の8年間とします。

【 基本計画 】

実施計画（前期）4年と、展望計画（後期）4年で構成します。

- ・実施計画(令和5年度～令和8年度)
財源調達を含めて、前期4年で実施が確実に見込まれる政策等で構成します。
- ・展望計画(令和9年度～令和12年度) → 後期実施計画
将来を展望する政策構想と、実施計画(前期)の策定時点では緊急性が低い政策等により構成します。

※展望計画に掲げた政策構想等は、前期4年目に施策・事業評価の結果や町長公約等を踏まえた総合的な再検討と議会の議決を経て、後期実施計画に反映されます。

【 進管理計画 】

毎年度（1年ごと）の事業評価・予算編成で見直しを行います。

Ⅲ まちづくりの基本目標

(1) まちづくりの基本理念

① 情報共有のまちづくり

まちの将来像や政策等の目標・成果などを町民が共有できるよう、適切な町政情報の公開・提供を前提としたまちづくりを推進します。

② 町民参加のまちづくり

町民一人ひとりが主体的に参加・参画するまちづくりを推進します。また、町民が政策等の形成過程に参加できる機会の充実を図ります。

③ 連携・協働のまちづくり

重点政策方針に基づく分野横断的な政策展開など、町民相互、町民と行政が連携・協働するまちづくりを推進します。

④ 持続可能な自律したまちづくり

地方分権時代に対応した自律したまちづくりを推進するとともに、町財政の健全運営と個性的で効果的な政策展開を両立した、持続可能なまちづくりを推進します。

(2) まちづくりの合言葉・まちの将来像

ふるさととは栗山です。

(まちづくりの合言葉)

～ みんなが元気なまち ～

(まちの将来像)

今後8年間における、まちづくりの合言葉を「ふるさととは栗山です。」とします。積み重ねられた町の歴史と先人の夢をつなぎ、次代に誇れるふるさと栗山を築いていくため、町民一人ひとりが主役となり、和衷協力のできる精神で地域に根差したまちづくりを進めます。

また、目指すべき理想のふるさと栗山の姿を現す「まちの将来像」については、「みんなが元気なまち」とします。みんな（子どもたち・ひと・地域・産業）がつながり（絆）、元気（育む・優しい・輝く・創る）あふれる人生100年のまち「くりやま」を目指します。

“みんな”

○子どもたち・ひと・地域・産業
○つながり・絆

“元気”

○育む・優しい・輝く・創る
○人生100年のまち「くりやま」

(3) 重点政策方針

① 次代のくりやまを担う「子どもたち」が元気なまち【若者定住対策・教育環境整備】

若者、子育て世代を全力でサポートし、子育て・教育環境のさらなる充実を図るとともに、移住・定住促進や雇用の場の創出に向けた取組を進め、子どもたちが将来へ夢・希望を持って成長できるまちづくりを推進します。

【政策課題】

- 若者、子育て世代から選ばれるまちづくりの推進
 - ・若者人口（15～39歳）推計：令和2年から令和12年で423人減（△21.2%）
 - ・年少人口（0～14歳）推計：令和2年から令和12年で360人減（△33.1%）
- 雇用の場の創出、町外への交通アクセス向上など、若者世代が求める生活環境の充実
- 子育て・教育環境の充実による子育て世代の生活満足度の向上



【重点的に実施する施策群】

【重点施策1】 若者、子育て世代が移住・定住しやすい環境づくりを推進します。

- 若者、子育て世代の移住を促進する環境づくりを推進します。
- 若者世代が求める雇用の場づくりを推進します。
- 都市圏への交通アクセスなど、公共交通の利便性を向上します。

【重点施策2】 地域ぐるみで安心して子育てができる環境づくりを推進します。

- 子育てや発達支援、保育サービスなどを充実します。

【重点施策3】 教育環境のブランド化を推進します。

- 各種教育施設等が連携した教育プログラムを推進します。
- 地域資源を活かした「ふるさと教育」を推進します。
- 国際交流を通じて国際感覚を身に付けた人材を育成します。
- 魅力ある栗山高校づくりを推進します。

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

② 共に支え合い生きがいをもって暮らせる「ひと」が元気なまち【健康寿命延伸・連帯協働】

あらゆる世代の町民が心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らせるまちづくりを目指すとともに、町民と行政が連帯・協働し、ふるさと栗山で生きる幸せを実感できるまちづくりを推進します。

【政策課題】

- 生活習慣（食生活・運動習慣・禁煙・適正飲酒など）の改善
- 生活習慣に起因する疾病（脳血管疾患、心疾患、腎不全、がんなど）による死亡のうち、心疾患、がんの数値が高い傾向にある
 - ・ 10年間（H22～R1）を集計し、全国平均を100とした数値（道：町）
脳血管疾患 93.8 : 94.3 心疾患 98.8 : 102.4
腎不全 126.2 : 63.1 が ん 108.3 : 102.6
- 介護人材の育成及び地域福祉の多様な課題に対応するため助け合い支え合いのまちづくり推進
- 新たな行政課題に対応するため町民と行政が協働したまちづくり推進



【重点的に実施する施策群】

【重点施策1】 町民が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

- 町全体で健康づくりを支え守るための環境づくりを整備します。
- 地域に必要な医療受診環境を整備します。

【重点施策2】 生活習慣の改善と介護予防を推進します。

- 生活習慣病やがん予防に向けた取組の推進など、健（検）診受診率の向上を図ります。
- 介護人材の育成や地域の支え合い活動の推進など、介護予防を充実します。

【重点施策3】 デジタル化の推進及び町民と行政が連帯・協働して地域活性化を図ります。

- デジタル技術の活用により住民サービスの向上を図ります。
- 新たな情報発信体制による地域コミュニティの活性化など、情報発信を充実します。
- 女性活躍・男女共同参画を推進します。
- 連帯・協働による女子野球タウン構想を推進します。

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

③ 地域資源を活かし心豊かに暮らせる「地域」が元気なまち【自然環境保全・都市基盤整備】

栗山の豊かな自然・歴史・文化を磨き上げ、次代に誇れるまちづくりを推進します。また、安定したごみ処理体制の構築や、地球温暖化対策の推進、安全・安心な都市基盤の整備など、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

【政策課題】

- 自然・里山環境の保全継続、再生活動の担い手の育成
- ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた推進体制の構築
- 郷土愛を醸成するため地域に根差した伝統文化の普及・保存・継承の推進
- 安定したごみ処理体制の構築及びごみ分別の普及啓発
- 温室効果ガス実質ゼロの達成を目指した地球温暖化対策の推進
- 住宅団地や公営住宅、公園等の整備推進
- 中部地域及び南部地域の振興



【重点的に実施する施策群】

【重点施策1】 栗山の自然・歴史・文化を保全・再生します。

- 豊かな自然・里山環境と生物多様性の保全・再生・普及を推進します。
- 郷土芸能の継承活動の推進など、文化遺産の理解促進を図ります。

【重点施策2】 安定したごみ処理体制の構築と地球温暖化対策を推進します。

- 広域共同処理によるごみ処理体制を構築します。
- 温室効果ガスの排出抑制対策など、地球温暖化対策を推進します。

【重点施策3】 安全・安心な都市基盤の整備を図ります。

- 安全・安心な道路環境を維持・確保します。
- 安全・安心な居住環境を整備します。
- 魅力的な街なみ・景観づくりを推進します。

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

④ 地域経済を支える「産業」が元気なまち【産業振興対策】

地域経済の原動力である農商工の基盤を強化し、各産業の担い手育成や雇用の場の確保、関係人口の創出など、経済の成長が好循環するまちづくりを推進します。

【政策課題】

- 農家戸数の減少及び農業従事者高齢化率の上昇
農家戸数 H22：504戸 → H27：428戸 → R2：369戸
農業従事者高齢化率 H22：35.2% → H27：38.7% → R2：47.7%
- 各産業の担い手・後継者の育成
- 魅力ある商店街づくりの継続及び観光・交流を推進する組織体制の整備
- 積極的な企業誘致活動の展開



【重点的に実施する施策群】

【重点施策1】 農地を守り、持続可能な農業を推進します。

- 生産性の向上や災害に強い農業基盤を整備します。
- 円滑な農地継承の推進による持続可能な農業生産体制を構築します。

【重点施策2】 魅力ある商工業等の振興と関係人口を創出します。

- 企業誘致活動及び企業版ふるさと納税を推進します。
- 魅力ある商店街及び観光・交流における組織体制づくりを推進します。

【重点施策3】 担い手育成及び雇用環境づくりを推進します。

- 農林業の担い手育成を推進します。
- 労働者への支援策検討など、労働環境の向上を図ります。
- ものづくりを通じた地域活動や地域産業の担い手育成を推進します。

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

写真（差し替え）
※計画原案にて掲載

(4) 計画期間中の目標人口

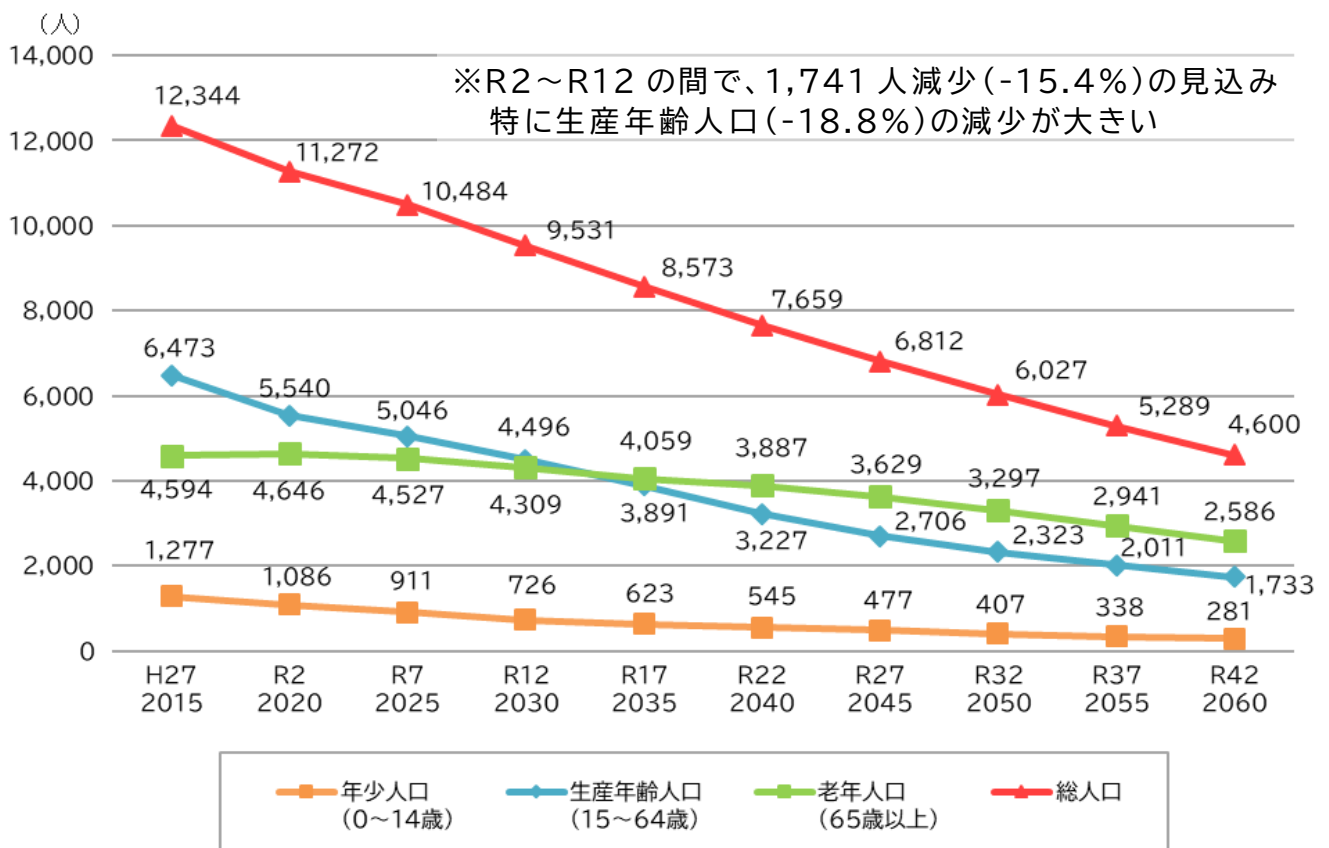
令和12年(10月時点) = 10,200人

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
推計	人口	10,866	10,675	10,484	10,293	10,103	9,912	9,722	9,531
	高齢化率	42.3%	42.7%	43.2%	43.6%	43.9%	44.4%	44.8%	45.2%
目標	人口	11,062	10,935	10,808	10,687	10,567	10,446	10,326	10,200
	高齢化率	41.7%	41.9%	42.1%	42.2%	42.3%	42.4%	42.6%	42.7%

人口の考え方 … 平成27年10月時点の国勢調査人口を基準。

目標人口の設定 … 重点プロジェクトとして取り組む「若者、子育て世代が移住・定住しやすい環境づくり」などの成果として、若者、子育て世代などの人口増加を一定数見込んだ数値で目標設定しています。

【参考データ】栗山町の将来人口推計



(5) 分野別政策の基本方針

I. 生活環境

心豊かに暮らせるふるさとづくり

(1) ごみ処理

- ごみの発生抑制と適正な分別を推進するとともに、中間処理による再資源化の推進など、循環型社会の形成を図ります。
- ごみ処理施設・設備などの計画的な更新を行うとともに、広域共同処理（焼却・埋立）による安定的かつ長期的なごみ処理体制を構築します。

(2) 環境・エネルギー

- 再生可能エネルギーの導入など、地球温暖化防止のための温室効果ガス排出抑制対策により、環境にやさしいまちづくりを推進します。
- 生物多様性の損失を止め自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、自然と共生する社会を目指し、官民協働による保全を普及推進します。

(3) 防 災

- 地域組織による自主的な防災活動の充実及び災害時の協力体制の確立など、地域防災活動を推進します。
- 災害用物資（食料・資機材・燃料等）の計画的な確保を行うとともに、災害時における町民への情報伝達手段の構築を図ります。

(4) 消防・救急

- 適正な消防・救急体制を確保するため、消防施設・車両等の計画的な更新を行います。
- A E D（自動体外式除細動器）の取扱方法など、救急救命講習を行います。
- 消防団施設・設備の更新など、消防団活動の充実・強化を図ります。

(5) 生活安全

- 町民一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備、高齢運転者の免許証自主返納の支援など、交通安全対策を推進します。
- 関係機関及び団体と密接に連携した防犯活動の展開など、地域防犯活動を推進します。
- 消費生活に関する正しい知識の普及啓発及び相談窓口の充実など、消費者保護を推進します。
- 墓園・墓地などの環境整備を推進します。

II. 教 育

人々が元気に輝くふるさとづくり

(1) 学校教育

- I C T環境の利活用や英語教育の質的向上、充実など、確かな学力を育成します。
- 教育指導の高い専門性を有した人材配置や教職員の子どもと向き合う時間の増、就学前から小・中学校への円滑な接続のための連携プログラムの作成など、教育のブランド化を推進します。
- いじめや不登校など、問題行動の未然防止と早期解決を図るとともに、スポーツ・文化活動への支援により児童生徒の豊かな心と健やかな身体を育成します。
- 地域に開かれた学校づくりや児童生徒が安心して登下校できる環境づくりを推進するとともに、「ふるさとキャリア教育」を充実し、ふるさと総がかりによる教育を推進します。

- 学校統合を含む小学校のあり方を検討するとともに、学校施設等を計画的に改修します。
- 給食センター施設等の計画的な更新と地産地消や食育を通じた食習慣の形成など、安全・安心な学校給食の提供を推進します。
- 介護福祉学校の学生確保対策及び地域に開かれた学校づくりの推進、高校と専門学校の5年間の一貫した教育プログラムの開発・運用により、優れた介護福祉士を養成します。
- 栗山高校の生徒確保や学校・地域・行政の参画による魅力ある高校、選ばれる学校づくりを推進します。

(2) 生涯教育

- 関係機関等と連携した学習機会の提供と家庭教育の機能向上など、幼児・家庭教育を推進します。
- 生きる力を持った栗っ子の育成など、青少年教育を推進します。
- 町民の多様な学びの機会づくりなど、成人・高齢者教育を推進します。
- 読書活動の普及推進及び地域と学校が連携・協働したふるさと教育を推進します。
- 社会教育施設の適正な維持管理を行います。

(3) 自然環境教育

- ハサンバツ里山をはじめとした本町の自然や生物の素晴らしさを次世代に継承していくとともに、ふるさと自然教育のフィールドとして活用を推進します。
- 国蝶オオムラサキの生態を通して、身近な自然への関心向上を図ります。
- 「雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス」を拠点に、ふるさと自然体験教育を推進します。

(4) スポーツ

- 子どもから高齢者まで、誰もがいつでもスポーツができる環境づくり及びスポーツ団体への活動支援による競技力の向上など、生涯スポーツを推進します。
- スポーツ施設の計画的な整備を行います。

(5) 芸術・文化

- 優れた芸術・音楽鑑賞機会及び町民や文化団体による芸術・文化活動を支援します。
- 文化財の保護・活用や郷土芸能の継承を通じた町民の文化財及び伝統文化に対する理解・関心の高揚を促進します。

(6) 国際・地域間交流

- 国際交流を推進し、国際社会に対応できる人材を育成します。
- 多様な分野での地域間交流の推進により次代を担う青少年を育成します。

Ⅲ. 医療・保健・福祉

健幸で生きがいを感じるふるさとづくり

(1) 保 健

- 生活習慣病予防・重症化予防を推進します。
- 子どもの健やかな発達・発育への支援や育児不安などを持つ親への支援を推進します。
- 町民や関係機関、企業等と協働した町全体での健康づくりを推進します。
- 正確な医療情報の把握による医療費抑制を図ります。
- 感染症への不安解消や感染症対策を推進します。

(2) 地域医療

- 栗山赤十字病院を核とした各医療機関相互の連携による地域医療体制の維持・充実を図ります。
- オンライン診療や訪問診療など将来を見据えた在宅医療体制の構築に向けた調査研究を推進します。

(3) 児童福祉

- 子育て家庭への医療費の負担軽減や子どもたちの健全な成長、安心して子育てができる環境の提供など、子育て家庭への支援を推進します。
- 児童の居場所づくりの充実による集団、社会生活のための基礎づくりなど、子どもの健全育成を推進します。
- 保育・教育体制の充実と保護者の経済的負担の軽減など、保育・教育の質の向上を図ります。
- 児童虐待等の早期発見による適切な支援など、要保護児童対策を推進します。
- 心身に障がいや発達の遅れがある子どもの早期発見と保護者への支援、療育サービス利用者の費用負担の軽減など、子ども発達支援を充実します。

(4) 高齢者福祉

- 高齢者の要介護状態等の軽減や自助、互助の力の向上に向けた取組など、介護予防を推進します。
- 地域包括ケアシステムや介護人材の育成・確保事業の総合的な推進など、地域に密着した高齢者福祉事業を充実します。

(5) 地域福祉

- 高齢者の社会参加と地域の支え合い活動の充実を図るとともに、家族介護への理解、支援人材の育成、相談体制の充実などによるケアラー支援の充実を図ります。

(6) 障がい者福祉

- 障がい者の日常生活及び就労活動の支援、総合的・専門的な相談支援体制の充実など、障がい者の社会参加、自立した地域生活への支援を推進します。

IV. 産 業

活力と賑わいあふれるふるさとづくり

(1) 農林業

- 農業後継者等の育成及び新規就農者の受入れと就農後における営農支援など、地域を担う多彩な人材の育成・確保を推進します。
- 円滑な農地流動化の推進や土地改良事業等による農業基盤づくりの促進など、生産性の高い農業・農地整備を推進します。
- スマート農業技術の導入による効果的な活用方法の検証、農業分野の有する環境保全機能の発揮及び農業機械導入支援による生産性の向上など、農業新技術の取組を推進します。
- 農業経営を学ぶ機会の提供、新たなブランド創出や農山村の魅力を活かした都市農村交流の推進など、農業に関わる人材・資源の積極的な活用を推進します。
- 森林が持つ多面的機能を発揮させるための森林整備の推進、森林資源を活用した体験プログラム等による森林サービス産業の創出、町産木材の利用促進を図ります。

(2) 商工業

- 空き地及び空き店舗の有効活用や商店街振興につながる取組を複合的に推進するとともに、中小企業、商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化を図ります。
- 積極的な企業誘致活動の推進と工業団地の新規造成を行います。

(3) 観光・交流

- ものづくりを通じた地域課題に能動的に取り組む人材の育成と地域活動や地域産業の担い手づくりを推進します。
- 観光・交流の促進に向けた活動・活躍の場づくりや新たなビジネス、雇用の創出を推進します。

- きめ細やかな移住相談と移住者支援により移住・定住を促進します。
- 地域に多様な形で継続的に関わる関係人口を創出します。

(4) 雇用環境

- 労働環境の実態調査により、町の課題解決に向けた施策事業の推進と季節労働者の通年雇用化を促進するなど、雇用環境づくりを推進します。

V. 都市基盤

安全・安心で快適なふるさとづくり

(1) 道路・交通

- 幹線町道の計画的な整備及び橋梁の点検と評価に基づく補修補強を行います。
- 生活道路の適切な維持と冬期間の安全な道路環境を維持・確保します。
- 町民生活に必要な公共交通の維持・確保と利便性の向上、町営バスの更新など、公共交通システムの充実を図ります。

(2) 住宅・住環境

- 土地の有効利用、定住促進等に向けた良質で低廉な住宅地の供給など、計画的な宅地・住宅を整備します。
- 若者・子育て世代が定住しやすい環境の整備と町民が安心して暮らせる住宅の供給、空き家対策や安心して長く住み続けられる住まいの環境づくりを推進します。

(3) 上・下水道

- 水道水供給及び公共下水道の維持のため、老朽化した上・下水道施設や設備、水道管の計画的な更新を行います。
- 汚水処理費用（下水道料金）の公平化と公共下水道区域外における良好な水環境の保全を推進します。

(4) 河 川

- 河川の適正な維持管理など、治水・河川環境を整備します。

(5) 街なみ・景観

- 中部地域及び南部地域の賑わいの場の創出や御大師山の周辺整備、錦地区の街なみづくりなど、将来を見据えた市街地形成を推進します。
- 町民と行政の協働による景観づくりを推進します。
- 安全・安心な都市公園づくりなど、公園・緑地の整備を図ります。

VI. 地域経営

みんなの絆で支え合うふるさとづくり

(1) コミュニティ活動

- 地域組織への活動支援による町民主体の魅力あるまちづくりの推進など、コミュニティ活動を支援します。
- 栗山町モデルの「女子野球タウン構想」を推進し、町民と行政の連帯・協働による地域活性化を図ります。

(2) 行政経営

- 総合計画に基づく効果的な施策・事業の展開を図ります。
- 行政事務に関するリスクマネジメントの推進及び職員による倫理保持、コンプライアンスの強化を図ります。
- ふるさと納税制度の推進による財源確保及び地域産業の活性化を図ります。
- 適正・公平・公正な徴収及び滞納対策による収納率向上、納税者の利便性・サービス向上を図ります。
- 職員個々の資質向上及び能力開発、業務に対するモチベーション向上を推進します。
- 行政事務の効率化や住民サービスの向上など、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会を推進します。
- 広域連携による一体的な魅力発信など、広域行政を推進します。

(3) 情報共有と町民参加

- デジタル化の推進と併せた行政情報の効果的な提供及び町の価値ある情報の収集・発信体制づくり、町民との情報共有を充実します。
- 町民のまちづくりへの参加を推進し、町民のニーズ等を政策等の立案や業務改善につなげるとともに、町政に対する理解と信頼向上を図ります。
- 女性活躍・男女共同参画の推進に向け、町行政における先導的な取組を推進するとともに、職場における女性活躍の推進や町民の意識啓発など、地域の男女共同参画を推進します。

(6) 総合計画とSDGs

SDGs（エスディージーズ）」は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年9月に国連で開かれたサミットの中で決められた国際社会共通の目標で、「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されています。本町においても本計画の各施策に位置付けられた事業を総合的に取り組むことによって、SDGs目標達成を目指します。



■SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

SDGs 17のゴール	自治体の役割
 【目標 1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	全ての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 【目標 2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能であり、適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 【目標 3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 【目標 4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 【目標 5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化(エンパワーメント)を行う。	自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組です。
 【目標 6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 【目標 7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民の省・再エネ対策の支援等、安価でかつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用を増やすことも自治体の大きな役割です。
 【目標 8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与ができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能です。

SDGs 17のゴール	自治体の役割
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションの創出にも貢献することができます。
10 人や国の不平等をなくそう 	【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	【目標 11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	【目標 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有しています。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。多くの住民参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割です。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	自治体は公的・民間セクター、住民、NGO・NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

Ⅳ 計画の運用

（１）計画と予算

町が進める政策等は、原則として総合計画に基づき予算化します。

毎年度の予算要求・予算査定等は計画事業単位で実施され、その予算編成の結果は、都度、進行管理計画に反映されます。

（２）計画の見直し

後期実施計画の策定（中期の改定）時に限らず、政策等の追加・変更・廃止等の必要が生じたときは、議会の議決を経て、総合計画を見直すことができます。

総合計画の見直しを行う場合は、栗山町自治基本条例の各規定に基づき、可能な限り町民への情報公開と町民の参加機会の提供に努めるものとします。

■政策等の追加・変更・廃止等を要する場合

- （１）自然災害等の緊急事態（町民の生命・財産に影響する危機）への対応
- （２）国の経済・財政対策等の緊急政策への対応
- （３）社会経済情勢の変化への対応
- （４）総合計画の策定・改定年度以外の年度で町長が交代した場合の対応 など

（３）計画の評価

本計画に基づく政策等を効果的かつ効率的に進めるため、施策・事業の評価を実施します。

毎年度半期を終えた段階の事中評価を行うこととし、行政内部の自己評価（内部評価）はもちろん、評価の客観性を高めるため、町民等による外部評価も実施します。

また、評価結果を公表するとともに、その改善策等を次年度の予算編成に反映します。

■事業評価

基本計画に定める計画事業単位で毎年度、評価を実施する。事業に関わる人件費を含めたトータルコストにより評価を行う。

■施策評価

前期実施計画においては４年目（中期改定年度）、後期実施計画においては、３年目に施策単位での評価を実施する。計画事業の総点検・新規立案などにつなげる。

町財政中長期試算（一般会計）

試算見直し中につき計画原案にて掲載